

第五十二号

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十五年徳島県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「政令第六条第一項に規定する者」を「イからチまでのいずれかに該当する者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。）」に改め、同号に次のように加える。

イ 六十歳以上の者

ロ 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が(1)、(2)又は(3)に掲げる障害の種類に応じそれぞれ(1)、

(2)又は(3)に定める程度であるもの

(1) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号の一級から四級までのいずれかに該当する程度

(2) 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第五百十五号）第六条第三項に規定する一級から三級までのいずれかに該当する程度

(3) 知的障害 (2)に規定する精神障害の程度に相当する程度

ハ 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の特別項症から第六項症まで又は同法別表第一号表ノ三の第一款症であるもの

ニ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

ホ 生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する

法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第一項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

へ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過していないもの

ト ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号）第二条に規定するハンセン病療養所入所者等

チ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第一条第二項に規定する被害者で(1)又は(2)のいずれかに該当するもの

(1) 配偶者暴力防止等法第三条第三項第三号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第五条の規定による保護が終了した日から起算して五年を経過していない者

(2) 配偶者暴力防止等法第十条第一項の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの

第八条第三項中「心身障害者」を「心身障害者又は」に改め、「又は徳島県住宅供給公社が賃貸する住宅の廃止に伴う退去者」を削る。

第六十一条の二第一項中「改良住宅を」を「次条第一項の指定県営住宅を」に、「改良住宅に」を「同条第一項の指定県営住宅に」に改め、同項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第六条第三項の規定により特別の事情があると認めること。

第六十一条の二第一項第十二号中「こと」の下に「及び同条第二項の規定により当該承認に条件を付すること」を加え、同条第二項の表第四条第一項の項中「住宅地区改良法第二十七条第二項の規定により国の補助を受けて建設した県営住宅（以下「改良住宅」という。）を「第六十一条の三第一項の指定県営住宅」に改め、同表第十条の項を削り、同表第二十二条第一項の項及び第五十三条の項中「改良住宅」を「第六十一条の三第一項の指定県営住宅」に改める。

第六十一条の三第一項中「に改良住宅」を「に知事が指定する県営住宅（以下「指定県営住宅」という。）に、「改良住宅に」を「指定県営住宅に」に改める。

第六十一条の四中「改良住宅」を「指定県営住宅」に改める。

附則に次の二項を加える。

6 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に県営住宅の入居の申込みをする者についての第六条第一項第二号の規定の適用については、同号中「住宅地区改良法施行令」とあるのは「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成二十三年政令第四百二十四号。以下この号において「整備等政令」という。）第五条の規定による改正前の住宅地区改良法施行令」と、同号イ中「政令第六条第四項」とあるのは「整備等政令第一条の規定による改正前の政令（以下この号において「旧政令」という。）第六条第四項」と、「政令第六条第五項第一号」とあるのは「旧政令第六条第五項第一号」と、同号ロ及びハ中「政令」とあるのは「旧政令」

とする。

7 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に県営住宅の同居の承認を受けようとする者についての第十四条第一項の規定の適用については、同項中「省令」とあるのは、「公営住宅法施行規則及び公営住宅等整備基準の一部を改正する省令（平成二十三年国土交通省令第百三十三号）第一条の規定による改正前の省令」とする。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第八条第三項の改正規定並びに第六十一条の二第一項第二号の次に一号を加える改正規定及び同項第十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により公営住宅法の一部が改正されたこと等に伴い、県営住宅の入居者の資格について所要の改正を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。